

袖保育第328号
令和2年4月28日

保護者 各位

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る保育所等の対応について（お知らせ）
日頃より袖ヶ浦市保育事業行政につきまして、格別のご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しましては、令和2年4月8日（水）に緊急事態宣言が発出され、これを受けて本市でも感染拡大防止及び感染リスク回避のため、認可保育所等（市立保育所・私立保育園・認定こども園・地域型保育施設）についてご家庭での保育が可能な範囲で、令和2年5月2日（土）まで登園の自粛にご協力いただいているところです。

市では、①市内でも感染者が確認されていること②緊急事態宣言が全国に波及していることなどをを受けて、登園自粛の期間を5月31日（日）まで延長させていただくことといたしますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、この要請に伴い緊急事態宣言発出以降の令和2年4月8日（水）から令和2年5月31日（日）までの間、登園日数に応じて保育料を日割り計算したうえで、減額分については後日精算させていただきます。

今後も、手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒、人の手が触れる箇所の消毒の徹底、可能な限りの換気等を実施してまいります。各ご家庭におかれましても、手洗いや咳エチケットを行う等の感染防止対策にご協力をお願いいたします。

記

○保育料の算定について

登園自粛にご協力いただいた日数分の保育料は、以下のとおり後日精算します。

・令和2年4月8日（水）から令和2年5月31日（日）までの間、保育所等の開所日（土曜日含む）の登園実績を各園から提供していただき算定します。

※4月以降の各月の保育料は、4月15日以降にお知らせした保育料決定通知の金額にて各月の納期ごとにお支払ください。

○副食費の算定について

登園自粛にご協力いただいた日数分の副食費は、以下のとおり後日精算します。

・令和2年4月8日（水）から令和2年5月31日（日）までの間、保育所等の開所日（土曜日含む）の登園実績により算定します。

※市立保育所においては、一度対象月分の副食費をお支払ください。

※市立保育所以外の私立保育園等をご利用の方は、食材料費の注文等を各園がキャンセルできる食数分は、日割り計算の対象としていただくよう、各園に依頼しております。